

(介3)

平成21年4月10日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
三上 裕司

要介護認定に係る通知の周知について（協力依頼）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、また、要介護認定の見直しに関するモデル事業や、本制度に係るパブリックコメントのご投稿等につきまして、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、要介護認定等の具体的な実施及び運用方法等につきまして、今般、「要介護認定等基準時間の推計の方法（平成12年厚生省告示第91号）の一部を改正する件」（平成21年厚生労働省告示第189号）が公布され、平成21年4月から施行されることに伴い、厚生労働省より要介護認定等の実施及び主治医意見書様式等に係る通知が発出され、本会宛てに周知等協力依頼がありました。

つきましては、貴職におかれましては、当該通知の趣旨をご理解いただき、貴会会員へ周知方ご協力を賜りたく、ご高配のほど宜しくお願い申し上げます。

当該通知につきましては、本会ホームページにおいても掲載いたします。

なお、厚生労働省において、「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」が組織され、今般の見直しに関して検証されることとなりましたことを申し添えます。

敬 具

記

（添付資料）

○要介護認定に係る通知の送付について（依頼）

（老老発第0331002号 平21.3.31 厚生労働省老健局老人保健課長通知）

- ・ 要介護認定等の実施について **【新意見書様式】**
（老発第0331005号 平21.3.31 厚生労働省老健局長通知）
- ・ 介護認定審査会の運営について
（老発第0331006号 平21.3.31 厚生労働省老健局長通知）
- ・ 要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」、及び「特定疾病にかかる診断基準」について **【新意見書記入の手引き】**
（老老発第0331001号 平21.3.31 厚生労働省老健局老人保健課長通知）

以上

（参考）【要介護認定に係る通知等掲載場所】

※日医ホームページ・メンバーズルーム「介護保険」

<http://www.med.or.jp/japanese/members/iryō.html>

「平成21年度 要介護認定等の改正に関する資料」